itami 伊丹市

PRESS RELEASE

令和８年１１月５日

救急隊員の資格要件を満たさない職員の救急業務への従事について

このたび、当消防局において、救急救命士国家試験に合格した職員が、その後の免許申請をしていなかったために必要な資格要件を満たさず、約１か月間にわたり３９件の救急業務に従事していたことが判明しました。

救急隊員の資格要件は、消防法施行令第４４条第３項で定められており、具体的には消防庁長官、都道府県知事又は市町村長が行う消防法施行規則第５１条に定める講習を修了した者（いわゆる消防学校救急科）又は同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者（医師・保険師・看護師・准看護師・救急救命士）とされています。

当該職員は、採用前の令和８年３月２４日に救急救命士国家試験に合格し、同年４月１日に採用され、６か月間警防隊員として勤務した後、１０月１日から救急隊員として勤務していましたが、救急隊員としての活動には救急救命士の免許登録は必要ないと思い、免許申請手続きをせず免許登録が完了していませんでした。このため、当該職員は救急救命士国家試験に合格する知識・技能を有しているものの、救急隊員としての資格要件を満たしていない状態でした。

当該職員は免許登録が完了していないことを認識していましたが、その事実を上司に報告しておらず、上司も資格の状況を厳密に把握しないまま救急隊に配置して従事させ、人事管理部門である消防総務課の確認も不十分でした。

救急出動時には、救急救命士２名の管理と指示のもとで従事しており、また、救急活動記録を精査した中では救急活動自体は適正で傷病者への影響はなかったことを確認しています。また、当該職員による救急救命士法に基づく特定行為はありません。

今回の事案は、職員本人の資格に関する認識及び報告の問題に加え、消防局として資格要件を確認する仕組みが十分に機能していなかったことによるものであり、重大に受け止め再発防止を徹底してまいります。

市民の皆様にご心配とご不安をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、関係職員については、令和 8 年 11 月 5 日付で下記のとおり処分を行いました。

西消防署　　消防士　平成 16 年 8 月 13 日生　（22 歳）男性【署長：厳重注意】
西消防署長　　消防監　昭和 45 年 11 月 26 日生（55 歳）男性【局長：厳重注意】
消防総務課長　消防司令長　昭和 48 年 5 月 10 日生（53 歳）男性【局長：厳重注意】

＜問い合わせ先＞伊丹市消防局　管理室消防総務課
TEL　072-783-0121　　FAX　072-783-4999
担当：消防総務課長　眞殿